

随 意 契 約 結 果 表

- 1 契約の名称 電話交換機等賃貸借等契約
- 2 見積書徴取日 平成29年2月2日(木)
- 3 契約の相手方 東日本電信電話株式会社
札幌市中央区大通西14丁目7番地
- 4 契約金額 月額 103,453円(消費税込み)
- 5 その他

・履行(又は納入)期間は、平成29年2月3日から平成34年2月28日
(賃貸借等に係る準備期間は、平成29年2月3日から平成29年2月28日まで)
(賃貸借等期間は、平成29年3月1日から平成34年2月28日まで)

6 契約の相手方を選定した理由

根拠法令 地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は競争入札に適しないもの)

理由

本広域連合の事務所は、上記契約業者と契約中である北海道国民健康保険団体連合会が所有している国保会館の一部分を借り受けており、業務上密接な関連を有する連合会とは相互の電話回線網を内線で接続している。

仮に、本広域連合が本契約の調達を上記契約業者以外から行った場合、本広域連合と連合会の電話回線を接続する内線網の一元管理が行えなくなり、内線障害や配線移設時等の迅速な対応を求めることが困難となる。

また、本広域連合の電話回線(外線)に障害が発生した場合も国保会館の配線敷設状況等について専門的知識を有する上記契約業者以外の者に、障害復旧の迅速な対応を求めることは困難となる。

さらに、PBXをはじめとする機器についても、PBXのみを新規業者から調達した場合、統合配線部分と切り離された調達となることにより、責任分界点が発生するため、回線ネットワーク全体の一元管理が不可能となり、回線不具合時や配線移設時等の迅速な対応を求めることが困難となる。

以上のとおり、本広域連合の業務に欠かすことのできない電話設備の調達や回線の安定的な維持管理を供給し得るのは、連合会がこれと同様の契約を締結している上記契約業者に限定される。

よって、本契約については、その性質又は目的が競争入札に適しない、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号(性質又は目的が競争入札に適しないもの)の規定に該当することから、上記契約業者と随意契約を締結するものである。